

熊本県母子・父子自立支援員設置要項

(目的)

第1条 この要項は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）及び熊本県会計年度任用職員任用等取扱要綱（令和2年（2020年）2月14日付け人第377号総務部長通知。以下「要綱」という。）の規定に基づき、熊本県母子・父子自立支援員（以下「支援員」という。）の設置、任用及び勤務条件等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職の区分)

第2条 支援員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の職とする。

(支援員の数及び担当区域)

第3条 支援員数は、別表のとおりとし、また、各福祉事務所における担当区域は、熊本県福祉事務所設置条例（昭和26年熊本県条例第61号）第2条に定める所管区域とする。

2 母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金貸付金に関する業務については、前項の規定にかかわらず、熊本県広域本部設置条例施行規則（平成25年熊本県規則第3号）第3条に定める所管区域とする。

(職務)

第4条 支援員は、所属長の指揮監督を受け、担当区域内に居住する者を対象として、次の業務を行う。

- (1) 配偶者のない女子及び男子で現に児童を扶養している者、並びに寡婦の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行うこと。
- (2) 配偶者のない女子及び男子で現に児童を扶養している者、並びに寡婦の職業能力の向上並びに求職活動に関する支援を行うこと。
- (3) 母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金貸付金に関する相談や調査及び徴収活動等を行うこと。
- (4) 配偶者等からの暴力、生活の困窮及び家庭環境の破綻等困難な問題を有する者を対象として、相談に応じその自立に必要な指導を行うこと。
- (5) 母子・父子自立支援プログラム策定員を兼務し、児童扶養手当受給者に対し、きめ細やかで継続的な自立・就労支援を実施すること。
- (6) 前各号に付随する業務

2 前項の相談のうちで、福祉事務所において措置を必要とするケースについては速やかに担当職員に引き継ぐものとする。

(資格要件等)

第5条 支援員は、社会的信望があり、第4条に定める職務を行うに必要な熱意と識見を有している者のうちから任用する。

(任用期間)

第6条 任用期間は、4月1日から3月31日までとする。

2 支援員に欠員を生じたときは、後任の支援員の任期は、前任者の残任期間とする。

(勤務日数及び勤務時間)

第7条 支援員の勤務日数は1ヶ月につき20日以内、勤務時間は1週間につき29時間を超えない範囲とする。

2 支援員の勤務する日及び1日の勤務時間は次のとおりとする。ただし、これにより難しい場合は所属長が別に定める。

	勤務時間	休憩時間	勤務時間	
月曜日から 木曜日まで	午前9時～ 正午	正午～ 午後1時	午後1時～ 午後4時	計6時間
金曜日	午前9時～ 正午	正午～ 午後1時	午後1時～ 午後3時	計5時間

(休日)

第8条 支援員の休日は、熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条に定める県の休日のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず所属長が業務上必要と認める場合は、前条第1項に規定する範囲内で県の休日に勤務日を割り振ることができる。

(給与)

第9条 支援員の報酬は日額とし、熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年熊本県条例第3号）、熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和元年熊本県人事委員会規則第6号）及び要綱の定めるところによる。

(給与の支給方法)

第10条 所属長は、支援員から申出があった場合、その者に対する給与の全部又は一部をその者の預金の口座への振込みの方法によって支払うことができる。

(職務日誌)

第11条 支援員は、業務の執行状況を職務日誌（別記第1号様式）に記録し、処理した事柄の経緯を所属長に報告しなければならない。

(関係機関との連携)

第12条 支援員は、その職務にあたっては、福祉、労働、住宅、保健、医療、教育等の関係部局、市町村、市町村社会福祉協議会、ハローワーク、母子家庭等就業・自立支援センター、子育て世代包括支援センター、民生委員、児童委員、学校関係者、婦人保護施設、母子生活支援施設、母子・父子福祉団体、NPOその他関係機関と常に密接な連携を保つよう努めるものとする。

(身分証明)

第13条 支援員は、その業務に従事するときは、常に身分証明書（別記第2号様式）を携帯し、その身分を明らかにするものとする。

(その他)

第14条 この要項に定めるものの外、支援員に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

(別 表)

勤 務 場 所	人 員
宇城福祉事務所	1人以内
玉名福祉事務所	1人以内
菊池福祉事務所	1人以内
阿蘇福祉事務所	1人以内
上益城福祉事務所	1人以内
八代福祉事務所	1人以内
芦北福祉事務所	1人以内
球磨福祉事務所	1人以内
天草福祉事務所	1人以内